

令和4年10月

江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業について

1 目的

江東区内に事業所を有する高齢介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し、光熱水費をはじめとする物価高騰の影響を受ける運営費用の一部を補助することにより、事業所の安定的な運営を図り、もって利用者本位の福祉の実現及び区民の福祉の向上に資することを目的としています。

2 補助対象事業

介護保険法（以下「法」という。）及び老人福祉法に規定する事業、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する事業とし、事業種別の詳細は別表「補助対象事業及び補助金の額」に記載のとおりとなります。

3 補助対象者及び交付要件

事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たしていることが要件となります。

（1）申請日の時点で、次のいずれかに該当していること。

ア 法第70条第1項、法第78条の2第1項、法第79条第1項、法第86条第1項、法第115条の2第1項又は法第115条の45の5第1項に規定する指定を受けている。

イ 法第94条第1項又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第62条第2項に規定する許可を受けている。

ウ 老人福祉法第15条第4項に規定する認可を受けている。

エ 老人福祉法第29条第1項に規定する届出を行っている。

オ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する登録を受けている。

（2）令和4年7月1日から同年9月30日までの間に、（1）ア～オに記載する事業によるサービスを提供した実績がある。

（3）令和5年3月31日まで、申請書に記載したサービス提供を継続する。

4 交付額

サービスの種別及び定員の規模に応じて補助金を交付します。補助金の額に上限はありません。定員のないサービスについては一律の金額としています。詳細は別表「補助対象事業及び補助金の額」に記載のとおりとなります。

補助金の使途等について、実績報告書を提出する必要はありません。

5 補助対象となる経費

物価高騰の影響がある光熱水費、ガソリン代、食材費などのほか、運営にかかる経費となります。

6 申請方法

令和4年12月28日までに江東区高齢介護サービス事業者物価高騰緊急支援事業補助金交付申請書兼請求書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添えて、区長に申請及び請求するものとします。

(1) 補助金の振込先が分かる金融機関の口座の通帳等の写し

※電子口座の画面の写しも可能です。

(2) 委任状(申請者(法人)と振込先(管理者等)が異なる場合のみ※)

※申請者は、施設を運営する法人の代表者となります。

7 交付決定

申請書類等の審査を行い、交付を決定した場合には、交付決定通知書(別記第2号様式)により申請者あて通知し、申請の口座へ入金します。(申請から交付決定、補助金の振込には概ね1か月~2か月を要します)

審査及び調査の結果、交付要件を満たさないと決定した場合には交付申請却下通知書(別記第3号様式)により申請者あて通知します。

8 補助金の返還

交付決定を受けた事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付を受けた事業者に対して交付した補助金の返還を命じるものとします。

(1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金を他の目的に使用したとき。

(3) 補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令に違反したとき。

9 消費税仕入控除税額の報告

補助金の交付対象事業者が課税事業者であり、かつ、補助対象事業の経費等により事業者が得る売上が課税売上げとなるなどの場合、当該補助経費等は課税仕入れに該当します。

事業者が消費税の確定申告の際に本補助金の使途に係る消費税額を仕入税額控除した場合、補助金収入により課税仕入れを行っていることから、事業者はこれらに係る消費税を実質的に負担していないこととなります。

そのため、当該課税仕入れに係る消費税仕入控除税額について報告及び納付が必要となります。

令和5年度6月以降、令和4年度中に補助金の交付を受けた事業所あてに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第5号様式）の提出について、ご案内する予定です。

10 その他

申請時は以下に注意してください。

- (1) 消えるボールペンで記入した内容は無効になります。使用しないでください。
- (2) 記載内容の確認で地域ケア推進課より連絡をする場合があります。控えとして必ず写しを取ってください。
- (3) 複数の事業所がある際は、法人内でまとめたの申請にご協力をお願いします。

11 提出・問い合わせ先

〒135-8383

江東区東陽4-11-28

江東区福祉部地域ケア推進課包括推進係

TEL：03-3647-9606

FAX：03-3647-3165

MAIL：230231@city.koto.lg.jp